自動車運転代行業継続支援金(第2弾)

よくあるお問い合わせ

【事業について】

Q:事業の目的は?

A:新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食店で飲酒する人が激減したことに伴い、利用者が大幅に減少し経営状況が悪化している自動車運転代行業者に対し、事業継続を支援することが目的です。

Q:運転代行業を支援するのはなぜですか?

A:運転代行業は、主に飲酒した人に代わって運転する役務を提供するサービス業であり、マイカーが普及している本県において、飲酒運転防止のために欠かすことのできない産業だからです。

Q:支援金の金額はいくらになりますか?

A:随伴用車両1台あたり70,000円です。

Q:支援金の1事業者あたり何台まで支援金の対象になりますか?

A:令和3年2月1日時点で保有する随伴用車両台数分です。上限はありません。

【対象について】

O:対象となる運転代行業者は?

A:令和3年2月1日時点で秋田県公安委員会の認定を受けている運転代行業者です。ただし、今後の事業継続の意志のある者とします。

O:対象となる随伴用車両は?

A:令和3年2月1日時点で秋田県公安委員会に随伴用車両として登録している 車両です。

O:令和3年2月1日時点としたのはなぜですか?

A: 当事業は、厳しい状況下にあって現在、事業を行っている自動車運転代行業者が、今後も事業を継続できるようにするという趣旨であるため、県議会に提案した時点の直近の月初としました。すでに事業をやめた方や、これから

事業を始める方は対象になりません。これから登録する車両も対象にはなりません。

O: 例えば「売上が前年比 50%以上減少」などの要件はありますか?

A:ありません。

Q:事業継続はどのように確認しますか?

A:申請時に事業継続の意志確認を行います。

【申請について】

Q:申請はどのようにすればよいですか?

A:申請書と添付書類を県に郵送していただきます。(電子申請はできません。)

O:申請書様式を入手するにはどうしたらよいですか?

A:秋田県公安委員会の認定に係る事業所の所在地に県から直接郵送します(4月1日発送)。県のホームページからもダウンロードできます。

Q:添付書類は何が必要ですか?

A:①秋田県公安委員会の認定証のコピー、②支援金の振込先となる口座の通帳 のコピー(通帳表紙裏面など、カナ口座名義がわかる部分)です。

【その他】

Q:秋田県の当支援金と、国や市町村の各種支援制度など、併せて申請することはできますか?

A: 当制度では特に他の制度との併用は妨げません。

Q:支援金を返還しなくてはいけなくなることはありますか?それはどのような場合ですか?

A:申請内容に虚偽が発覚した場合や、支援金を得ることを目的とした故意の廃業が判明した場合などは、支援金を返還していただきます。